

<報道発表資料>

令和 8 年 8 月 3 1 日

京 都 市 保 健 所

食中毒の発生

(8月31日付処分)

令和 8 年 8 月 2 4 日 (月)、市民から京都市保健所に「8 月 1 9 日 (水) 夜に職場の同僚 9 人で市内の飲食店を利用したところ、複数名が 8 月 2 1 日 (金) 頃から下痢、発熱等の症状を訴えている。」との届出がありました。

京都市保健所が食中毒疑い事件として調査したところ、発症者に共通する食事が当該施設で提供された食事のみであることを確認するとともに、発症者及び調理従事者の便からノロウイルスが検出されたため、本日、食中毒と断定し、営業者に 3 日間の営業停止を命令しました。

【事件概要】

1 経 過	・ 8 月 2 4 日（月）、市民からの届出により探知 ・ 調査により、8 月 1 9 日（水）に原因施設で提供された食事を喫食した 1 グループ 9 人のうち 8 人が、嘔吐、下痢等の症状を呈していることが判明		
2 発症状況 （調査できた者）	(1) 喫食者数	9 人	(内訳) 男性 3 人、女性 6 人
	(2) 発症者数	8 人	(内訳) 男性 2 人、女性 6 人
	(3) 入 院 者	0 人	
	(4) 発症日時	8 月 2 1 日（金） 1 時 ～ 2 2 時	
	(5) 主な症状	嘔吐、下痢等	
	(6) そ の 他	発症者は全員快方に向かっている。	
3 原因施設	(1) 営 業 者	有限会社元気玉 代表取締役 長沼 修	
	(2) 所 在 地	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町 2 4 三条 COHJU ビル地下 1 階	
	(3) 屋 号	龍馬	
	(4) 業 種	飲食店営業	
4 原因食品	8 月 1 9 日（水）に原因施設で提供された食事 【主なメニュー】 鶏の唐揚げ、サラダ、刺身（サーモン、マグロ、タイ、タコ）、 出汁巻き、焼き魚（ほっけ）、ローストビーフ、そば、アイス 等		
5 病因物質	ノロウイルス		

6 食中毒と 断定した 理 由	・発症者に共通する食事が原因施設で提供された食事のみであること ・発症者の発症状況が類似していること ・発症者のうち4人及び調理従事者のうち1人からノロウイルスが検出されたこと ・患者を診察した医師から食中毒の届出があったこと
7 行政処分	8月31日（月）から9月2日（水）まで3日間の営業停止命令 （根拠法令：食品衛生法第6条第3号違反）
8 そ の 他	・京都市保健所は、被害の拡大と再発の防止のため、営業者に対し、調理室の清掃、消毒の徹底を指導するとともに、食中毒予防に関する再教育を行う。

<京都市保健所からのお知らせ>

- ・ノロウイルスによる食中毒は、冬場に流行しやすいですが、一年を通じて発生しています。
- ・ノロウイルスを原因とする食中毒の概要及び予防方法は以下のとおりですので、手洗いの徹底など、引き続き、注意をお願いします。



<お問合せ先>

京都市保健所 医療衛生企画課

電話：075-222-3429